

「新型コロナウイルス感染症予防接種対策室」の設置について

1. 概 要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下、「ワクチン」という。）を迅速かつ適切に実施するため、準備及び管理運営等を行う、「新型コロナウイルス感染症予防接種対策室」を設置し、ワクチン接種に係る体制整備を図ります。

2. 名称及び主な業務

- (1) 名 称：新型コロナウイルス感染症予防接種対策室
- (2) 主な業務：①ワクチンの接種体制整備に関すること。
②ワクチンの接種に係る関係機関との調整に関すること。
③ワクチンの接種実施に関すること。

3. 設置期間

令和3年2月1日（月）から当面の間

4. 体 制

- (1) 所 管：福祉環境部健康増進課内に配置
- (2) 職員体制：配置職員数等については、現在調整中